



令和6年3月1日開始

戸籍の届出や戸籍謄本の取得が便利になります！

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、以下のことができるようになります。

1 本籍地以外での戸籍謄本の広域交付

本籍地が遠方にある方でも、お住まいの市区町村や勤務先の最寄りの市区町村の役場の窓口において、戸籍謄本等を取得できるようになります。

ご自分の戸籍のほか、配偶者・直系尊属・直系卑属の謄本も取得が可能です。(※1)

2 戸籍届出時の戸籍謄本の添付不要化

婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届出の際に、戸籍謄本等の添付が原則不要になります。

(※1)

直系尊属・直系卑属とは

【直系尊属】・父母、祖父母

【直系卑属】・子、孫など

広域交付にあたっての注意事項

- 請求できる方が、市役所市民課窓口に来庁して請求する必要があります。
- 郵送や代理人、委任状による請求はできません。
- 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）の提示が必要となります。
※健康保険証などは不可
- 取得できるのは、戸籍（除籍・改製原）謄本等のみです。
戸籍抄本や、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍謄本は請求できません。

